

伐採及び伐採後の造林の届出書

年　月　日

枕崎市長 殿

【届出者1（森林所有者・土地管理者等）】
伐採後の造林に係る権原を有する者

住 所

氏 名

連絡先

【届出者2（伐採事業者及び伐採・造林計画者等）】
立木を伐採する権原を有する者

住 所

氏 名

連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。本伐採は、届出者（森林所有者）が所有する立木（受委託契約に基づき届出者（伐採業者）が所有する立木）を伐採するものです。

なお、記載されている注意事項及び遵守事項を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

枕崎市	町	番
-----	---	---

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考（伐採目的や伐採後の資材の活用について記載）

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること
- 4 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

【届出者(伐採事業者及び伐採計画者等)】

立木を伐採する権原を有する者

住所

氏名

連絡先

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採年齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	・ 延長 m	

2 備考(伐採時に補足事項等あれば記載)

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齡林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

※ 届出に係る森林において過去に森林整備事業（造林補助事業）が実施されていた場合、その事業完了日から数年間は皆伐や転用等が制限されている場合があるので、該当する場合は、各地域振興局、もしくは各森林組合に確認すること。

遵守事項

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- ② 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- ③ 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発するとのないよう、十分考慮して行います。
- ④ 伐採・搬出に市道、法定外公共物（農道・林道等）を利用する場合はその維持及び保全に留意し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- ⑤ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

遵守事項を確認しました。 土地所有者又は管理者 署名 _____
(確認後☑してください)

伐採事業者 署名 _____

(別添)

造林計画書

【届出者（所有者、伐採事業者等）】
伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

氏名

連絡先

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

注意事項を確認しました。

(確認後 してください)

伐採後の造林に係る権原 署名 _____
を有する者（届出者）

伐採届及び伐採後の造林に係る森林の状況報告制度

平成29年4月1日以降に提出された届出については、伐採後の森林の状況報告が義務付けられています。

- ① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ③ 林地転用の場合、当該伐採の終わった日から30日以内に報告書を提出します。

報告制度について確認しました。 伐採後の造林に係る権原 署名 _____

(確認後 してください。)

を有する者（届出者）